

PTA 個人情報の取扱いに関する細則

(目的)

第 1 条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA が作成する名簿やその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員及び各委員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取得方法、問合せ先)

第 6 条 本会は、個人情報を取得するときは、個人情報の利用目的を、あらかじめ公表する、すみやかに本人に通知する、又はあらかじめ本人に対して明示するものとする。なお、要配慮個人情報などを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

第 7 条 本会は、保有する個人情報データベースに関する問合せ先を明示しておく。尚、本会の個人情報の問合せ窓口は、PTA 会長又は委託先である本校とする。

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、文書の送付
2. 会員名簿、役員名簿、委員会名簿の作成

尚、名簿の取扱いについては、別途定める名簿取扱いに関する内規による。

(利用目的による制限)

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 10 条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、第 11 条、第 12 条、第 17 条及び第 18 条の通り適正に管理する。また、個人情報の保管を委託先である本校で行なう場合も本会での保管と同様、適正に管理されるものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条

- 1 個人情報を含む電子データについては、原則パスワードを設定する。また、個人情報を含む電子データを持ち出す場合は、電子機器等が前項の適切な状態である上で、電子メール等での送付も含めてファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
2. 個人情報を含む書類については、施錠可能なところで管理する。また、個人情報を含む書類を持ち出す場合は、必要最小限にする。

(廃棄)

第 12 条 不要になった個人情報を含む電子データは、速やかに削除するものとする。また、不要になった個人情報を含む書類は、裏紙利用はせず、管理者立会いのもとでシュレッダーによる切断など適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(取扱者への教育)

第 13 条

- 1 管理者は、取扱者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項についての教育を実施するものとする。
- 2 前項で実施する教育は、本細則及び名簿取扱に関する内規の内容確認、その他必要に応じて管理者が教育すべきと判断した内容とする。

(第三者提供の制限)

第 14 条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 15 条 管理者は、個人情報を第三者（前条第 1 号から第 4 号の場合）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨
- 5 第三者が個人情報を取得した経緯

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 16 条 管理者は、第三者（第 14 条第 1 号から第 4 号の場合）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示、訂正等)

第 17 条

- 1 管理者は、本人から、個人情報の開示、訂正を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 2 前項において、本人であることの確認方法は、本人が直接、管理者に対して、本人であることを示す証拠を提示し、管理者が確認することとする。尚、本人であることを示す証拠としては、運転免許証等とする。

(利用停止)

第 18 条

- 1 本人の同意なしに目的外利用した場合、不正に個人情報を取得した場合または本人の同意なく第三者に提供した場合に、本人から、本会が保有する個人情報データベースの利用停止、消去または第三者への提供の停止を求められたとき、管理者は、原則、当該措置を取らなければならない。
- 2 前項において、本人であることの確認方法は、前条第 2 項によるもの

とする。

(苦情の処理)

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時等の対応)

第 20 条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(改正)

第 21 条 本細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。但し、その結果を総会に報告しなければならない。

(付 則)

この細則は、令和2年4月24日より施行する。